

質問	回答
なぜ、保険に入らなければいけないのか	<p>自転車は加害者になる場合もあります。</p> <p>車の場合は、自賠責保険があり、どんな場合にも一定の補償が受けられますが、自転車には、自賠責保険がなく高額な賠償を請求されても支払いができず、被害者の方が賠償されない場合があります。</p> <p>被害者の方がきちんと補償を受けられるように保険に加入してください。</p> <p>また、保険に加入していると、万が一、加害者となった場合の経済的負担の軽減にもつながります。</p>
どの保険に入ればいいのか	<p>新しく自転車専用の保険に入っていただく必要はありません。</p> <p>自転車事故で加害者となった場合に、被害者の方にきちんと賠償ができるような保険に加入していただきたいという趣旨になりますので、自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済に加入してください。</p>
保険を選ぶ時のポイントは	<p>様々な保険会社等から自転車保険が発売されてはいますが、自動車保険の特約などで既に加入している場合もありますので、まずは今契約されている保険の内容をご確認いただくことをお勧めします。</p> <p>なお、自転車同士又は自転車と歩行者との交通事故については、多くの場合、当事者同士で話し合い、示談や和解を進める事になりますが、金額や過失割合など話し合いが難航する場合も多々ありますので、限度額や支払う保険料の金額以外にも弁護士が交渉を行う特約や示談交渉サービスの有無も含めて加入する保険をご検討ください。</p>
保険加入義務に違反すると罰則があるのか	<p>保険加入は義務ですが、加入しなくても罰則はありません。被害者を保護するため、万が一加害者となった場合の経済的負担の軽減を図るためにも保険に加入してください。</p>
罰則もないのに義務といえるのか	<p>保険の義務化については、保険加入の有無を確認することができないことから、罰則等を設けることができません。</p> <p>自転車事故に備えた保険については、「人にかける保険」と「車体にかける保険」があり、「人にかける保険」については、家族のうち1人が加入すれば、家族全員が対象となるものが多いことから、自転車利用者本人に確認しても、加入状況が明確にならない状況にあります。</p>
子どもが自転車に乗るのに保険が必要か	<p>12歳の子どもが自転車で歩行者と衝突し、9,500万円の賠償命令が保護者に出された事例があります。</p> <p>加害者となった場合の賠償責任は未成年といえども免れることはできません。責任能力の有無によっては、賠償責任を子どもが免れることはあるようですが、責任能力がない子どもの場合には、保護者の監督責任が問われます。</p> <p>条例では、未成年者が自転車を利用する場合は、保護者に保険に加入する義務を課しています。</p> <p>まずは交通ルールを守るように、子どもに教育・指導を行っていただくことが最も大切です。</p>
複数の保険に入っているか	<p>個人賠償責任保険については、自動車保険や火災保険などの保険の特約として付帯している場合が多いため、重複加入が生じやすいものです。</p> <p>発生した損害分しか保険は支払われないため、加入者は過剰な保険料を支払っている場合もあります。</p> <p>保険の加入状況をきちんと確認し、重複加入にならないように気をつけてください。</p>
市外から自転車で市内に入るときも保険に入っている必要があるのか	<p>市内で自転車事故を起こす場合がありますので、市内で自転車を利用する方は、保険に加入してください。</p>